

会報

みらい

発行人 神奈川県
身体障害施設協会
代表者 松永 徹
編集 広報委員
印刷 アガベセンター

contents

p1 「みらい」によせて
障害者福祉制度改革の波
今後の行事予定
p2 ・特集
東日本大震災被災地支援の取り組み

「みらい」に寄せて 神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部障害サービス課長 平嶺 一昭



まず、3月11日に発生した東日本大震災により被災された方々に対して心からお見舞い申し上げ、身体障害施設協会の皆様には、被災した社会福祉施設への支援や職員の派遣など地震発生後の早期から支援にご尽力を賜り、この場を借りて深く感謝申し上げます。

等に関する法律」が本年10月に施行されました。これにより、障害者への虐待を発見した人は市町村等への通報が義務付けられ、事業主は、事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を講ずることとされました。障害者の虐待を防止するためには、関係機関との連携強化が必要となりますので、協力をお願いいたします。

震災直後は、公共交通機関がマヒし、携帯電話などの通信制限もかかったことから、利用者と家族との連絡調整や送迎を行ってもらう職員の確保に苦労された事業者の方が多かったと思います。こうした経験を生かして、各施設においては、これまでの防災対策の見直しを進め、より一層、利用者の安心・安全を図って頂きたいと思います。

また、医療対応ケースについては、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、平成24年4月から介護福祉士や一定の研修を受けた介護職員等は、医療や看護との連携による安全確保が図られていることなどの一定条件の下で、たんの吸引等の実施が認められることとなりました。本県といたしましても、介護職員によるたんの吸引等の実施に伴い、研修事業を行うなど制度の円滑な実施に努めてまいりますので、よろしくお祈りいたします。

さて、障害福祉を取り巻く環境は、度重なる制度改正や、障害者自立支援法廃止への動きなど、めまぐるしく変動しております。この10月にはグループホーム等入居者に対する家賃軽減措置等が導入され、障がい者制度改革推進会議においては「障がい者総合福祉法（仮称）」の策定に向けた議論がなされているところです。また、平成23年6月には、人権擁護、医療対応ケースの増加等の課題に対応した法律の改正があり、県といたしまして特に着目しております。

最後になりますが、県といたしましては、これら様々な課題に対して、より一層の支援に努め、障害の有無にかかわらず誰もが安心して豊かに暮らすことができる地域社会の更なる充実に向けて取組みを進めてまいりたいと考えております。今後とも、身体障害福祉の発展にご協力いただければと思います。

人権擁護については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援

障害者福祉制度改革の波 神奈川県身体障害施設協会 会長 松永 徹



この初夏から初秋にかけて、障害者制度の変更に関する重要な法律の制定や、提言のとりまとめがなされました。制定されたものは、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（「障害者虐待防止法」と、たんの吸引や経過栄養などの医行為を非医療職である介護福祉士等が行なうことができ

たんの吸引等を非医療職が行なうことを法的に認めたというのは、画期的なことです。長期入院の削減、看護師の不足、要介護高齢者の増大などの社会状況が背後にあります。施設現場でこれまで行なわれていた「医療的ケア」が法的に認められたことに意義があるでしょう。しかし、各施設の実態は、たんの吸引や経過栄養にとどまらないところがあります。日常生活を送るために必要な医療的ケアが、必要に応じて、安全に行なえるためにさらに包括的な法整備が求められますが、生活支援員や介護職員の力量の向上が急務であり、求人難を抱えるなか、重い課題でもあります。

る根拠となる「社会福祉士および介護福祉士法」の改正です。また、まとめられたものは、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会による「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」です。

「総合福祉法の提言」に基づいて、今後、法律ができれば、たいへん大きな制度改革となります。それを求めているのがこの提言です。平成25年8月には施行される法律が、この提言と比べてどうなっているか、まだまだわからないところです。ほんとうに実現できるのかすら…。しかし、まとめられたこの提言の「おわりに」にあるように、東日本大震災からの新生、復興の不可欠の一部となる共生社会をめざす、という提言の実現を期待します。施設や福祉サービスのあり方はその流れのなかで変わっていかなくてはなりません。社会のあり方を根本的に変えていく、共生社会にむけた方位決定の必要が3.11後に底流する課題だと思わずにはいられません。

「障害者虐待防止法」は、高齢者や、児童の虐待防止法におくれて、ようやく制定されたものです。法制度のつくりは、「高齢者虐待防止法」と同様ですが、特徴として上げられるのは、虐待者について、「養護者」や、「施設従事者」とならんで、会社などの「使用者」が加わっていることです。いずれも、虐待の疑いがあれば市長村へ通報しなくてはなりません。施設や事業所の立場にある私たちにとって障害者虐待について、きっぱりと否定する姿勢が求められるものですが、虐待が起こりえる背景まで含んで、防止に努めることが必要でしょう。しかし、虐待者のなかに教育関係者は含まれないのは、どうしてか、と思います。



今後の行事予定

- ①文化・スポーツ行事
 - ※ステージ発表会 平成23年11月26日（土）会場：神奈川リハ（七沢）体育館
 - ※作品展示・自主製品販売 平成24年1月18日～22日（日）会場：かながわ県民センター1階 展示場
 - ※卓上競技大会 平成24年2月4日（土）9：30～15：40 会場：神奈川リハ（七沢）体育館
 - ★オセロのルールが変わります。先手が黒・後手が白です。
- ②研修会～内容は検討中～ 平成24年2月17日（金）13：30～ 会場：神奈川県社会福祉会館
お問い合わせは、シャローム浦上台（宇都宮・成田）まで Tel 046-841-0319